

発議案第23号

UR賃貸住宅の家賃改定等に関する意見書について

上記の発議案を別紙のとおり地方自治法第99条及び会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成25年12月10日

八千代市議会

議長 松井秀雄様

提出者	八千代市議会議員	塚本路明	印
賛成者	八千代市議会議員	安原哲	印
	同	江野澤隆之	印
	同	奥山智	印
	同	松崎寛文	印
	同	緑川利行	印
	同	山口勇	印

提案理由

国において、都市再生機構の役割や国会における附帯決議を十分尊重し、住宅確保に配慮が必要な高齢者及び子育て世帯等への施策を進めるとともに、公的賃貸住宅としてふさわしい家賃制度等の抜本的見直しを求める。

これが、本案を提出する理由である。

UR賃貸住宅の家賃改定等に関する意見書

都市再生機構は、UR賃貸住宅について継続家賃の平成26年4月1日改定の実施を予告し、現在その作業を進めている。

UR賃貸住宅は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律、いわゆる住宅セーフティネット法においては公的賃貸住宅と位置づけられている。また国会でも、平成15年の都市再生機構法案審議において「居住者の居住の安定を図ることを政策目標として明確に定め、居住者との信頼関係を尊重し、十分な意思の疎通と連携の下に住宅や利便施設等の適切な維持管理を行い、快適な生活環境の確保に努めること。」、及び平成19年の住宅セーフティネット法案審議において「機構の管理する賃貸住宅については、住宅確保要配慮者の居住の安定を図る観点から入居者負担や入居者選考に係る適正な配慮を行い、住宅セーフティネットとしての役割の充実に努めること。」との附帯決議がなされている。

このことから、高齢者や子育て世帯等の居住の安定という住宅セーフティネットとしての役割がUR賃貸住宅に求められてきたところである。UR賃貸住宅が約9,500戸存する本市においても、同様である。

また現状、比較的家賃の高い住宅を中心に、全国のUR賃貸住宅の10%超が空き家となっているが、都市再生機構においては具体的な対策がなされていない。

よって、本市議会は国に対し下記の事項を行うよう強く要望する。

記

1. 賃貸住宅居住者の置かれている生活実態に配慮して、都市再生機構に対し、平成26年4月実施予定の家賃改定を再検討し、空き家の解消に努めるよう求めること。
2. 都市再生機構の役割や附帯決議を十分尊重し、住宅確保に配慮が必要な高齢者や子育て世帯等への施策を進めること。
3. 公的賃貸住宅としてふさわしい家賃制度及び家賃改定ルールの本質的見直しを行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年12月19日

八千代市議会

提出先

内閣総理大臣様

国土交通大臣様